

第1回新座市地域公共交通会議 次 第

日 時 令和6年3月25日(月)
午後1時30分
場 所 新座市役所本庁舎3階
301・302会議室

1 開 会

2 挨拶 新座市長 並 木 傑

3 委員委嘱

4 会長選出

5 議 題

- (1) 新座市地域公共交通会議について
- (2) 新座市地域公共交通計画の作成について

6 報告事項

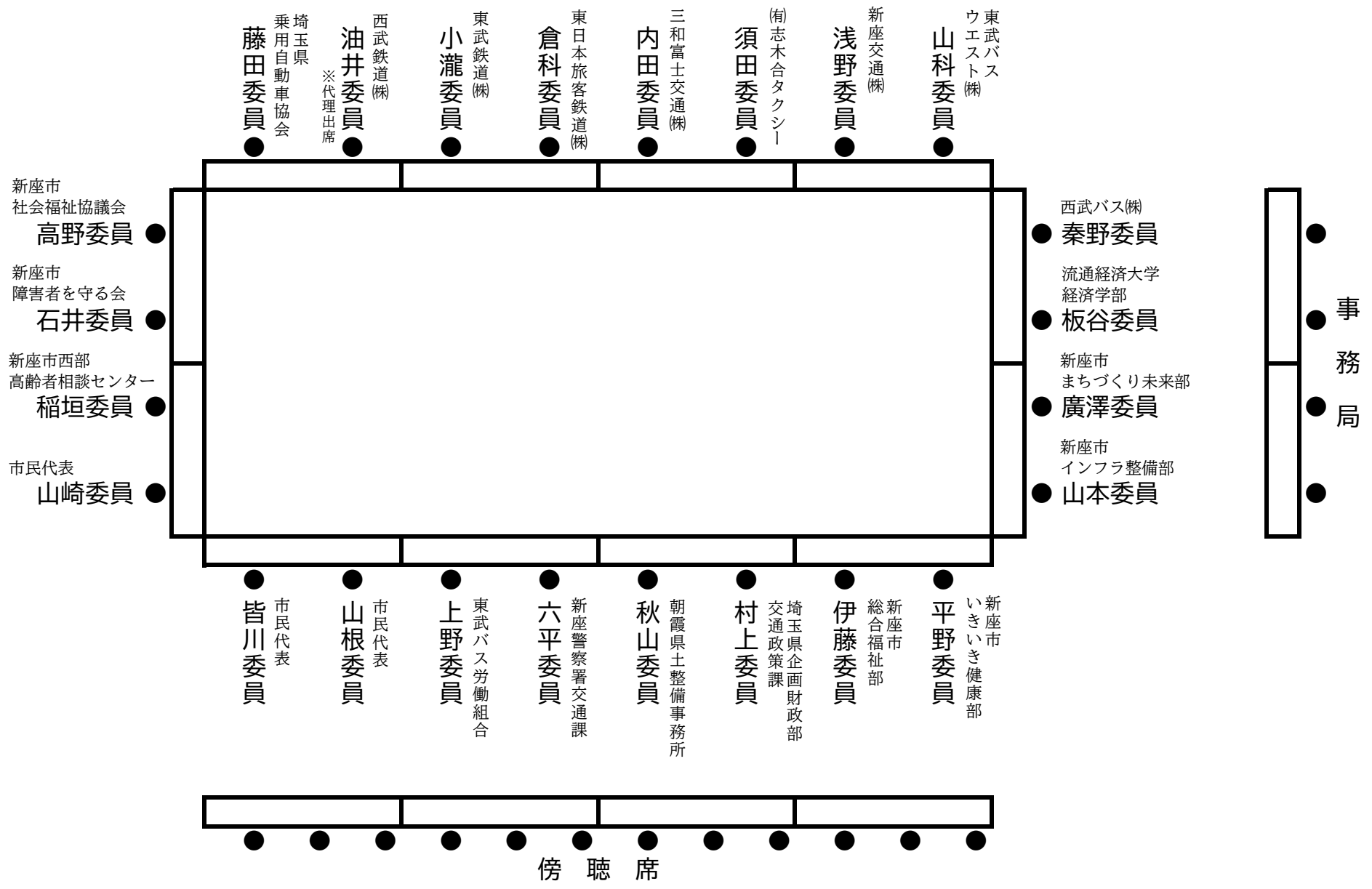
- (1) 新座市コミュニティバス「にいバス」について
- (2) その他

7 閉 会

新座市地域公共交通会議委員名簿

(令和6年3月25日時点)

区分	機関・団体 部署・役職	氏名	
1	西武バス株式会社 計画部計画課長	秦野 凌	
2	東武バスウエスト株式会社 運輸統括部業務課長	山科 和仁	
3	新座交通株式会社 代表取締役	浅野 ルリ子	
4	有限会社志木合同タクシー 代表取締役	須田 超一	
5	三和富士交通株式会社 取締役(埼玉営業所所長)	内田 雄一郎	
6	昭和交通株式会社 総務課長	小山 浩	
7	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 企画総務部 経営戦略ユニット 開発調整チーム マネージャー	倉科 大地	
8	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部 課長	小瀧 正和	
9	西武鉄道株式会社 鉄道本部 計画管理部 駅まち創造課長	岩澤 貴顕	
10	公共交通事業者等の組織する団体の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長	藤田 貢
11	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇	
12	市民又は利用者	社会福祉法人新座市社会福祉協議会 会長	高野 光雄
13	社会福祉法人新座市障害者を守る会 理事長	石井 英子	
14	新座市西部高齢者相談センター センター長	稲垣 一久	
15	市民代表	山崎 朱美	
16	市民代表	皆川 隆一	
17	市民代表	山根 主吉	
18	事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	西武バス労働組合 組合本部	小河 憲司
19	東武バス労働組合 新座分会	上野 一夫	
20	学識経験者	流通経済大学経済学部 都市交通政策研究室 教授	板谷 和也
21	関係行政機関	関東運輸局埼玉運輸支局 輸送担当 首席運輸企画専門官	坂井 貴夫
22	新座警察署交通課 課長	六平 一良	
23	埼玉県朝霞県土整備事務所 道路部長	秋山 泰輝	
24	埼玉県企画財政部交通政策課 主幹	村上 晶彦	
25	まちづくり未来部 部長 ※市長代理	廣澤 真吾	
26	総合福祉部 部長	伊藤 佳史	
27	いきいき健康部 部長	平野 静香	
28	インフラ整備部 部長	山本 実	



○新座市地域公共交通会議条例

平成26年3月25日

条例第6号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市内における需要に応じた市民生活に必要な旅客輸送の確保その他市民の利便の増進を図り、本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要となる事項を協議するため、新座市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市における適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等の代表者
- (2) 公共交通事業者等の組織する団体の代表者
- (3) 市民又は利用者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 交通会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、まちづくり未来部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第28号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第25号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービスの提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施並びに再構築協議会による再構築方針の作成に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫並びに地域の関係者の連携と協働を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（地域公共交通計画）を作成するよう努めなければならない。

- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
 - 二 地域公共交通計画の区域
 - 三 地域公共交通計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
 - 六 計画期間
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
- 3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
 - 二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
 - 三 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
- 4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。
 - 5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
 - 6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議をしなければならない。
 - 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
 - 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

- 1 3 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。
(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会
 - 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

道路運送法【抜粋】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

道路運送法施行規則【抜粋】

(事業計画)

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うため市町村長が主宰する会議）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

(地域公共交通会議の構成員)

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

新座市地域公共交通会議について

これまで

これから

	令和6年1月まで	令和6年2月以降
根拠法令	道路運送法	＋地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
主な協議事項	にいバスの運行内容 (ルート変更や運賃改定)等	＋地域公共交通計画の作成・変更や、同計画に位置付けられた事業の実施
対象	バス・タクシー・自家用有償運送	＋(鉄道等を含む)多様な交通モード
主な構成員	路線バスやタクシー事業者、県バス協会、バス会社の労働組合、市民代表、関係行政機関(関東運輸局・警察・県)等	＋鉄道やタクシー事業者、県タクシー協会、学識経験者、公募市民等
会長	市長	委員の互選
部会設置	規定なし	必要に応じて設置可能

→ これまでの事項に加えて「地域公共交通計画」の作成や、同計画に位置付ける事業の実施に必要な体制を整えました

これまでの開催状況

実施月	主な協議内容
平成20年10-12月	にいバス運行計画、市民要望
平成22年1月	にいバスの運行状況、見直し案、市民要望・アンケートの結果
平成22年6月	にいバスの見直し
平成25年2月	にいバスの一部見直し
平成30年2月	新座市役所バス停の移設
令和1年9月	第二老人福祉センター移転に伴うにいバスダイヤ等の改正 ひばりヶ丘駅入口バス停の移設
令和2年6月	志木駅南口ロータリー供用開始に伴うにいバスダイヤ等の改正
令和2年10月	公共交通に関するアンケート調査
令和3年7月	市の公共交通の方向性、デマンド型交通実証実験の概要
令和4年2月	デマンドタクシー実証実験の結果報告、地域公共交通システム計画の策定
令和4年5月	地域公共交通システム計画の策定
令和4年9月	にいバスの再編、現在あるバス停の移設

地域公共交通計画の作成について

地域公共交通計画とは…

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)」で、地域旅客運送サービス同士の連携を促進させ、サービス全体の効率化・充実化を図ることにより、**持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的**としている。

地域の社会・経済の基盤になるものとして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、**法定協議会による作成や実施が「努力義務」として定められている。**

地域公共交通計画作成状況(令和5年11月末時点)

埼玉県内

さいたま市、熊谷市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、朝霞市、和光市、八潮市、三郷市、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、長瀬町、東秩父村、上里町、寄居町

24
自治体

※全国では893件作成済み

新座市における公共交通の位置付け

新座市総合計画

基本構想（令和5年度～令和14年度）

基本政策③ 都市整備 やすらぎと利便性が共存するまち

公共交通網 市民の交通利便性の向上のため、都市高速鉄道12号線の延伸実現を目指すとともに、既存の公共交通網の利用環境の向上や案内機能の強化など総合的な公共交通の機能強化等を推進します。

前期基本計画（令和5年度～令和9年度）

第2節 公共交通網 施策1 公共交通網の充実

①都市高速鉄道12号線の延伸 ②鉄道利用環境の向上 ③バス利用環境の向上 ④バリアフリー化の推進

新座市都市計画マスタープラン

（令和5年度～令和24年度）

2. 公共交通に関する基本方針

(1) 公共交通の利便性向上

①鉄道 ②路線バス ③鉄道・路線バスを補完する交通システム ④交通結節点

(2) 公共交通の利用促進

地域公共交通計画の作成について

計画作成のメリット(作成の意義)	
①地域公共交通政策の「憲法」	公共交通全体のビジョンや事業を「法定計画」に定めることで、地域要望への回答や事業費の予算要求において、根拠をもって対応することができるようになる。
②様々な施策との連携強化	持続可能な地域旅客運送サービスをきっかけに、まちづくりや観光振興など様々な分野の計画の推進・発展につながる可能性がある。
③関係者間の連携強化と役割分担の明確化	行政と事業者、地域団体等の関係者間で、協議・意見交換しながら計画作成を進めるため、課題解決に向けた協調性を図るとともに、連携強化が期待できる。また、多様な交通モードを活かした効率性を高めるための方針・目標・事業等を関係者全員で考えることから、それぞれの役割を明確化することができる。
④公共交通事業の継続性	計画を定めることで、それぞれの担当者が異動した場合も、引継ぎが円滑に行われ、計画に位置付けた事業の継続性が確保される。
⑤国からの支援	計画作成及び計画への事業の位置付けを行うことで、地域公共交通の維持に対する国による補助制度等の活用ができるようになる。

計画への記載が必要な事項(活性化再生法第5条第2項関係)

作成主体	法定協議会（新座市地域公共交通会議）
①基本方針	計画が目指すべき将来像と、その中での公共交通の役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり等の様々な分野との連携を整理する。
②計画区域	地域交通圏の範囲を基に計画区域を設定する。
③計画目標	基本方針に即した目標を設定する。
④事業・事業の実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像や具体的なサービス水準を定める。また、実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤達成状況評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則5年程度だが、地域の実情に合わせて設定する。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

にいバス再編の効果について

1 再編概要

		現行（令和5年度から）	変更前（令和4年度まで）
コース		4コース	3コース
運休日		12/29～1/3のみ ※土日祝は減便して運行	日曜日・12/29～1/3
運賃	大人	180円	150円
	小人	90円	100円
無料乗車証	対象	①市内在住75歳以上 ②妊産婦	市内在住70歳以上 又は 障がい者手帳をお持ちの方
	内容	①3年間 無料 ②母子手帳交付日から2年間 無料	2年間 無料(発行手数料500円)
その他		・障がい者は手帳又はアプリ提示で無料 ・一部バス停で乗り継ぎ券を発行	

2 利用実績

		運行 日数	利用者数(人)									収入額 (円)
			合計	平日		土日祝		乗車証	一般	乗車証	一般	
				乗車証	一般	乗車証	一般					
4月	今年度	30	11,675	7,979	3,696	9,684	6,648	3,036	1,991	1,331	660	592,951
	前年同月	26	10,944	8,403	2,541	8,846	6,702	2,144	2,098	1,701	397	434,823
	差	4	731	▲424	1,155	838	▲54	892	▲107	▲370	263	158,128
5月	今年度	31	12,233	8,359	3,874	9,611	6,510	3,101	2,622	1,849	773	663,823
	前年同月	26	10,691	8,126	2,565	8,643	6,490	2,153	2,048	1,636	412	418,645
	差	5	1,542	233	1,309	968	20	948	574	213	361	245,178
6月	今年度	30	12,954	8,804	4,150	10,947	7,356	3,591	2,007	1,448	559	721,107
	前年同月	26	10,840	8,215	2,625	9,509	7,122	2,387	1,331	1,093	238	435,706
	差	4	2,114	589	1,525	1,438	234	1,204	676	355	321	285,401
7月	今年度	31	12,598	7,988	4,610	9,834	6,066	3,768	2,764	1,922	842	732,723
	前年同月	26	10,653	7,999	2,654	8,828	6,573	2,255	1,825	1,426	399	427,910
	差	5	1,945	▲11	1,956	1,006	▲507	1,513	939	496	443	304,813
8月	今年度	31	12,821	8,090	4,731	10,616	6,561	4,055	2,205	1,529	676	838,165
	前年同月	27	10,886	8,270	2,616	9,359	7,028	2,331	1,527	1,242	285	425,138
	差	4	1,935	▲180	2,115	1,257	▲467	1,724	678	287	391	413,027
9月	今年度	30	13,630	8,838	4,792	10,797	6,804	3,993	2,833	2,034	799	863,291
	前年同月	26	11,350	8,808	2,542	9,439	7,205	2,234	1,911	1,603	308	430,821
	差	4	2,280	30	2,250	1,358	▲401	1,759	922	431	491	432,470
10月	今年度	31	13,697	9,223	4,474	11,105	7,387	3,718	2,592	1,836	756	778,531
	前年同月	26	11,174	8,513	2,661	8,969	6,708	2,261	2,205	1,805	400	431,250
	差	5	2,523	710	1,813	2,136	679	1,457	387	31	356	347,281
11月	今年度	30	13,436	8,968	4,468	10,789	7,028	3,761	2,647	1,940	707	785,176
	前年同月	26	11,119	8,511	2,608	9,189	6,984	2,205	1,930	1,527	403	439,791
	差	4	2,317	457	1,860	1,600	44	1,556	717	413	304	345,385
12月	今年度	28	13,023	8,358	4,665	10,751	6,705	4,046	2,272	1,653	619	744,683
	前年同月	24	10,740	8,219	2,521	9,239	7,012	2,227	1,501	1,207	294	406,990
	差	4	2,283	139	2,144	1,512	▲307	1,819	771	446	325	337,693
1月	今年度	28	11,515	7,476	4,039	9,339	6,008	3,331	2,176	1,468	708	689,305
	前年同月	24	9,221	6,919	2,302	7,643	5,668	1,975	1,578	1,251	327	374,420
	差	4	2,294	557	1,737	1,696	340	1,356	598	217	381	314,885
2月	今年度	28	12,958	8,237	4,721	10,439	6,383	4,056	2,519	1,854	665	815,852
	前年同月	24	9,916	7,403	2,513	8,419	6,258	2,161	1,497	1,145	352	422,730
	差	4	3,042	834	2,208	2,020	125	1,895	1,022	709	313	393,122
11ヶ月 合計	今年度	328	140,540	92,320	48,220	113,912	73,456	40,456	26,628	18,864	7,764	8,225,607
	前年同月	281	117,534	89,386	28,148	98,083	73,750	24,333	19,451	15,636	3,815	4,648,224
	差	47	23,006	2,934	20,072	15,829	▲294	16,123	7,177	3,228	3,949	3,577,383